

部活動の地域移行に関するQA		質問	回答
地域移行について			
1) 目的	Q.なぜ、部活動の地域移行をしなければならないのですか。	A.少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、国や県において学校部活動に代わる新たな地域クラブ活動の整備に向けた取組が進められています。こうしたことから、山口市においても、将来にわたってスポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するため、部活動の地域移行の取組を進めています。	
2) 概要	Q.何がどう変わるのか、わかりません。	A.山口市では、学校部活動に代わる地域クラブを市が中学校区単位を基本に設置・運営することとしています。 これは、本市の広範囲に及ぶ市域といった地域特性を考慮するとともに、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保し、移行の初期段階において、できるだけ生徒の混乱や負担が生じない仕組みとなるよう配慮したものです。 なお、競技・種目等は、地域特性や学校規模、生徒のニーズ等を考慮しながら、既存の部活動を可能な限り継続して設置し、活動場所は中学校施設を基本とすることとしています。 端的に言いますと、学校部活動から地域クラブ活動への移行にあたっては、指導者のみが変わるようなイメージをお持ちいただければと思います。	
3) 部活動継続	Q.部活動を外部指導者の活用や教員の処遇改善等によって継続する選択肢はないのでしょうか。	A.「山口市中学校部活動の地域クラブ活動への移行に関する推進方針」にもありますように、少子化が進み、さらには学校の働き方改革など社会情勢が変化中、学校部活動をこれまでと同様の体制で運営することが難しくなっており、学校によっては部活動の存続が厳しい状況にあります。こうした現状を踏まえ、生徒が、将来にわたって、スポーツや文化芸術活動に継続して親しむことができる機会を確保するために、学校部活動から地域クラブ活動への移行を進めることとしました。	
4) 部活動の活動期間	Q.部活動はいつまで活動できますか。	A.令和8年度の3年生が引退する最後の活動までは、学校部活動を維持します。9月以降に全国大会等への出場や、文化部のコンクールがあるなど、各部の活動状況によって柔軟に対応することとしています。	
移行の基本情報について			
5) 移行モデル	Q.民間団体等に部活動を移管するのですか。	A.山口市では、地域クラブを中学校区単位で市が設置・運営することとしており、民間団体等への移管は検討していませんが、市が設置する地域クラブ以外の民間クラブ等へ所属して活動することもできます。市が設置する地域クラブは選択肢の中のひとつとしてお考え下さい。	
6) 移行モデル	Q.移行の主体を行政が整えるべきではありませんか。	A.山口市では、行政が主体となり地域移行を進めており、本市の広範囲に及ぶ地域特性などを考慮し、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するため、市が地域クラブを設置・運営することとしています。	
7) 移行モデル	Q.中学校区単位で設置、既存部をベースとするモデルは持続可能といえないのではないのでしょうか。	A.将来的には、さらなる少子化に伴い、中学校区単位を基本とした活動が難しくなることも予想されますが、移行期においては、生徒の混乱や負担を最小限に抑えるため、中学校区単位で、既存部を基本に地域移行を進めることとしています。なお、移行後の活動の状況により、引き続き、より良い地域クラブの在り方を検討していきたいと考えています。	
8) 移行モデル	Q.山口市は人口偏在があり、山間部などクラブが立ち上がらない地域もでてくる可能性がありますか。	A.御指摘のとおり、他市で進められているような民間の立ち上げを待つ場合、立ち上がりが難しいと思われる地域もあることから、山口市では中学校区単位を基本に市が地域クラブを設置・運営することとしています。	

9 移行モデル	Q.他校区の活動に参加できないことを基本としているのはなぜですか。	A.他校区への参加を可能にした場合、クラブによって人数の偏りが生じる可能性及び移動が生じることとなります。山口市は、生徒が安全に活動できることを目的に移動が生じない自校区の活動を基本と考えています。なお、例外として自校区の地域クラブに希望する競技・種目等がない場合は、移動等の負担がかかることを了承の上で、近隣の地域クラブへ参加できることとします。 また、現行部活動の団体競技において、合同チームを編成している中学校区の地域クラブについては、近隣校と拠点校方式を取ることであります。
10) 他自治体との比較	Q.他市は既に地域移行が進んでいるのに対し、山口市は進捗が遅くありませんか。	A.部活動の地域移行は、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、その移行方針は各地方自治体に委ねられているため、自治体の状況によって方針や進捗も異なります。 山口市では、地域クラブを市が設置・運営することとし、令和8年9月から地域移行をすることとしており、それまでは学校部活動を維持することとしています。
11) 他自治体との比較	Q.他市と取組方針が異なるのはなぜですか。	A.部活動の地域移行は、国が令和4年12月に策定したガイドラインに基づき、その移行方針は各地方自治体に委ねられているため、各自治体によって、移行の方向性（方法）は異なります。 山口市では、移行期における生徒の混乱や負担を最小限に抑えるため、また、本市の広範囲に及ぶ地域特性などを考慮し、市が地域クラブを中学校区単位を基本に設置・運営することとします。
12) 責任の所在	Q.市が地域クラブを設置・運営するとのことですが、ガバナンスは効くのでしょうか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営するにあたり、ガイドラインを策定し、これに沿った活動を実施することとしています。市が地域クラブを設置・運営し、管理・監督を行うことから、一定のガバナンスは効くものと考えています。
13) 責任の所在	Q.指導者等に対して、ガイドラインなどが策定されますか。また、一般公開されますか。	A.現在ガイドライン（案）を取りまとめました。策定後は市公式ウェブサイトに公開する予定です。
14) 責任の所在	Q.活動の管理監督の責任は、誰が負うのですか。最終的な責任の所在はどうなりますか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営することから、指導者に重大な瑕疵があった場合を除き、最終的な責任は市が負うこととなります。
15) 活動目的	Q.地域クラブになると競技志向になり、気軽に初心者が入ることができなくなるのでしょうか。	A.山口市が設置・運営する地域クラブは、学校部活動の教育的意義を継承し、スポーツ・文化芸術活動に親しむことを目的としていますので、愛好志向の生徒の受皿にもなるものと考えています。
16) 活動目的	Q.大会がある以上、上位を目指す気持ちは出てくるものと考えられますが、これに対してどのように対応するのでしょうか。強度を求める者は民間を選ぶ選択肢しかないのであれば、格差が生じるのではないのでしょうか。	A.地域クラブに所属し、活動する中で、その競技・種目等でより良い成果を求めることを阻むものではありませんが、地域クラブ活動は勝利至上主義の活動ではなく、部活動の教育的意義を継承した、多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動を目指しています。活動目的に応じた選択をしていただければと思います。
17) 保険	Q.怪我・事故等発生した際の保険はどうなりますか。	A.いただいた会費の中から、保険へ加入を行う予定としています。

移行時期について

18) 移行時期	Q.移行時期はいつですか。	A.令和8年9月です。	
19) 移行時期	Q.令和8年8月までの活動はどうなりますか。	A.令和8年8月までは学校部活動が継続します。	
20) 移行時期	Q.部活動の最後の活動（引退時期）が9月以降の部もあると思いますが、9月に地域クラブに移行するのでしょうか。	A.令和8年度の3年生が引退する最後の活動までは、学校部活動を維持します。9月以降に全国大会等への出場や、文化部のコンクールがあるなど、各部の活動状況によって柔軟に対応することとしています。	
21) 移行時期	Q.年度の途中に移行するのは中途半端ではありませんか。	A.運動部が3年生の大会を終え、2年生を中心とした新チームになる時期と合わせています。なお、全国大会等への出場や、文化部のコンクールなど、各部の活動状況に応じて柔軟に対応することとしています。	
22) 移行時期	Q.8月まで学校部活動に所属し、地域クラブへは所属しないということは可能ですか。	A.可能です。学校部活動と同様に地域クラブ活動への参加は任意です。	
23) 移行時期	Q.自校区に参加を希望する競技・種目がない場合9月から他校の地域クラブに参加することになりますが、移行までの間、他校の部活動を見学することは可能ですか。	A.部活動の見学につきましては、各学校へお問い合わせください。	
24) 移行時期	Q.移行までの詳細なスケジュールが知りたい。指導者や活動日、活動時間、活動内容はいつわかるのでしょうか。	A.令和8年3月には各競技・種目の指導スタッフの配置及び活動曜日を決定し、4月には入会申込を開始する予定です。入会申込案内時には指導者の情報もお知らせする予定です。入会申込みは運動競技や吹奏楽等のコンクールの大会申請のため5月下旬に一度締め切ります。なお、5月下旬以降も随時入会申し込みは受け付けます。8月には活動内容や当日の活動スケジュールを決定し、専用の連絡アプリでお知らせする予定としております。	
25) 時期の延期	Q.体制が整わないのであれば、移行時期を延期した方が良いのではないですか。	A.まずは令和8年9月の移行という目標時期を定めた上で進めていきます。	

活動時間について

26) 活動時間	Q.活動時間はいつですか。	A.平日の活動時間は、放課後から日没までを基本とし上限を2時間、休日の活動時間は8時から17時までを基本とし上限を3時間としています。	
27) 活動時間	Q.長期休業期間中も活動時間の上限は同じですか。	A.長期休業期間中も活動時間の上限は同じです。なお、活動時間帯については、6月から9月の休日（長期休業期間含む）は暑熱対策として7時から18時までの間は活動可能とします。	
28) 活動時間	Q.活動日は週3日が原則になっていますが、なぜ3日なのですか。活動日が少ないと思います。	A.令和6年度に実施しました小・中学生のアンケート結果、県内の民間クラブの活動状況、健康づくりの観点、生徒が多様な活動へ参加できる環境づくり、平日の指導者の確保の観点や会費への影響などを総合的に勘案し、基本的な活動日数を週3日（平日2日、休日1日）としました。	
29) 活動時間	Q.活動日や活動時間を増やすことは可能ですか。	A.定期試験期間等の活動休止期間の活動を他の週に振り替えることで活動日や活動時間を増やすことは可能です。ただし、国のガイドラインにもありますとおり、原則週2日以上は休息をとり、週当たりの活動時間は11時間以内とする必要があります。	
30) 活動時間	Q.平日のみ活動に参加することは可能ですか。	A.可能です。ただし会費は月額で徴収いたしますので、全て同額です。	
31) 活動時間	Q.平日2日、休日1日が原則となっていますが、休日に活動を行わず、平日3日活動することは可能ですか。	A.できません。あくまで活動は平日2日、休日1日を基本とします。なお、活動休止期間等の振替により平日3日の活動となることはありません。	
32) 活動時間	Q.地域クラブ活動がない曜日や時間帯に自主練習することは可能ですか。	A.地域クラブ活動以外の活動の可否につきましては、市では判断いたしかねます。	
33) 活動時間	Q.試合や大会の際には活動時間が3時間以上かかることや土日開催の大会もありますが活動時間の上限は変わらないのでしょうか。	A.活動休止期間等の振替により3時間以上活動することや土日の大会に参加することは可能です（質問番号29参照）。また、大会やコンクールの場合は週当たりの活動時間が11時間を超えても問題ありません（翌週に十分な休息日を設ける必要あり）。なお、中学校体育連盟主催の大会など市が参加を認めている大会（別表参照）につきましては振替不要です。	
34) 活動時間	Q.兼部をした場合に活動日が重なった場合はどうなりますか。	A.活動時間が重なった場合はどちらか一方の活動に参加し、もう一方は欠席することになります。活動の重複による会費の減額はありせんので御注意ください。	
35) 夜間の活動	Q.夜間の活動になりますか。	A.生徒が安全に帰宅できる放課後から日没までの時間を活動の基本とします。	
36) 夜間の活動	Q.冬季は放課後から日没までの時間が限られます。日没以降は活動できないのですか。	A.指導スタッフ、参加者及び保護者の合意の下であれば日没後の活動も可能とします。ただし、平日は19時まで、休日は17時までとします。	
37) 社会体育との兼合い	Q.社会体育の活動と時間がかぶりませんか。	A.地域クラブ活動は放課後から日没までの時間を基本としており、最長でも19時までと学校開放事業により活動している社会体育活動に影響がないようにすることとしています。	

活動場所について

38) 活動場所	Q.活動場所はどこですか。	A.学校施設を基本とします。	
39) 活動場所	Q.既にスポーツ少年団などは施設の予約を開始していると思いますが、地域クラブはこれから活動場所を確保できるのですか。	A.地域クラブ活動は放課後から日没までの時間を基本としており、学校開放事業により活動している社会体育活動に影響がないようにすることとしています。	
40) 活動場所	Q.練習会場や試合会場までの移動はどうなりますか。	A.参加者自身もしくは御家族の協力により移動していただくこととなります。	
41) 活動場所	Q.自校に参加したい競技・種目がない場合は参加する地域クラブを自由に選べますか。	A.クラブによって人数の偏りが生じる可能性があることから自由に地域クラブを選択することはできません。自校に参加したい競技・種目がない場合は近隣校区の地域クラブに参加することになります。詳細は右のリンクから『他校区の地域クラブに参加する際のルールについて』を御覧ください。	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/162/189345.html
42) 活動場所	Q.指導者と生徒の関係が悪化した場合でも、参加する地域クラブを変更できないのですか。	A.自校区の地域クラブに参加することを基本としております。指導者と生徒間に問題がある場合につきましては個別に対応を検討したいと考えております。	

43) 活動場所	Q.校区外に生徒だけで移動することは問題ないのですか。	A.山口市は、生徒が安全に活動できることを目的に移動が生じない自校区の活動を基本と考えています。例外として自校区の地域クラブに希望する競技・種目等がない場合は、移動等の負担がかかることを了承の上で、近隣の地域クラブへ参加できることとします。	
44) 活動場所	Q.他校の地域クラブに参加することになった場合、自転車通学を許可してもらえますか。	A.駐輪場の確保の観点から各学校と調整を行ってまいります。	
45) 活動場所	Q.近隣校区の地域クラブまで自力で移動できない場合どうしたらよいですか。	A.公共交通機関等を御利用の上、移動していただけたらと思います。	
46) 補助の有無	Q.活動場所が学校外や遠方の場合、何か補助がありますか。	A.自身が通う中学校区の地域クラブで活動することを基本としているため、移動支援は予定していません。なお、自身の中学校区の地域クラブに望む競技・種目等がない場合は近隣の地域クラブで活動することもできますが、移動等についての負担を了承していただくこととなります。	
活動競技・種目について			
47) 競技・種目	Q.移行対象の競技・種目はいつわかりますか。	A.1月に小学6年生及び中学1年生を対象に実施しました地域クラブ参加意向確認調査の結果をもとに2月に決定しました。詳細は右のリンクから『山口市地域クラブ設置競技・種目等の決定について』を御覧ください。	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/162/189042.html
48) 競技・種目	Q.指導者や活動内容など未確定事項が多い中で参加意向を決めるのは困難であり、令和8年1月に実施された参加意向確認調査をもって設置競技を決めることに疑問を感じます。	A.本市の地域クラブ設置競技・種目等につきましては、地域特性や学校規模、部員数、活動状況、生徒の参加意向等を考慮し、現在の学校部活動の競技・種目を可能な限り設置することとしてきたところでございます。3月中には指導スタッフの配置等を決定し、4月の入会申込開始時には指導者の情報についても御案内する予定としております。	
49) 競技・種目	Q.今回の参加意向確認調査で選択した競技・種目以外の地域クラブに参加することは可能ですか	A.可能です。4月から開始いたします入会申込時に最終的に判断していただけたらと思います。	
50) 競技・種目	Q.なぜ参加希望者が競技規定人数未満だと設置できないのですか。	A.地域クラブ活動では学校部活動とは異なり、中学校体育連盟主催の大会に合同チームとして出場することが認められておりません。つまり、参加人数が競技規定人数を下回る場合は大会に出場することができないため、生徒の成果発表の場を守るためにも設置しない整理をしております。	
51) 競技・種目	Q.なぜ総合文化部や創作活動部のようなものは設置しないのですか。	A.総合文化部や創作活動部につきましては他の活動とは異なり学校ごとに多様な活動をされており、特定の指導スタッフを配置することができないため、配置しない整理をしております。	
52) 競技・種目	Q.なぜパソコン部や科学部は設置できないのですか。	A.パソコン部で使用されているパソコンは学校の授業で使用されているパソコンになります。このパソコンを指導スタッフが使用することによるセキュリティ上の懸念や不具合が生じた際の対応が困難であることから設置しない整理をしております。また、科学部につきましては活動場所が理科室になりますが、理科室の薬品管理上の問題から設置しない整理をしております。	
53) 競技・種目	Q.個人競技（卓球、バドミントンなど）で男女どちらかしか設置されていない学校がありますが、男女混合で活動が可能ならば他校参加ではなく自校で一緒に活動することはできないのですか。	A.今後さらなる少子化が見込まれることから、既存部のないものを含め、今回の参加意向確認調査の結果により一度設置しないと判断をしたものを移行後に改めて設置することは想定しておりません。自校区の地域クラブに希望する競技・種目等がない場合は、移動等の負担がかかることを御了承の上、近隣校区の地域クラブへ参加いただけますようお願い申し上げます。	
54) 競技・種目	Q.文化部は設置基準の参加人数が5人となっていますが、吹奏楽は5人では編成が限られ、充実した音楽経験が得られません。設置基準の人数を増やすことは可能ですか。	A.本市の地域移行につきましては、生徒の混乱や負担を最小限に抑えるため、中学校区単位で、可能な限り既存部を設置することとしています。スポーツ関係の部につきましては大会参加の観点から競技規定人数を設置基準としています。文化部につきましては、既存部を可能な限り設置するという観点とスポーツ関係の部との公平性の観点から競技規定人数の最少人数である5人を設置基準としたところであります。この設置基準につきましては、移行後の実際の活動状況によっては見直しも検討したいと考えています。	
55) 競技・種目	Q.令和9年度以降の地域クラブに設置する競技・種目が変わることはありますか。	A.今後さらなる少子化が見込まれることから、設置する競技・種目等につきましては、毎年度参加希望者数を調査し、変更を行う必要があると考えています。	

56) 文化部	Q.特に文化部は移行した際に指導者となる方がいらっしゃるのか不安です。	A.文化部の移行の方向性については、指導者確保の課題や、活動の状況を把握するため、現在中学1、2年生及び保護者を対象に実施しているアンケートの結果や備品の使用状況の調査を踏まえ、今後検討をすることとしています。	
57) 部活動	Q.既存の部活動が移行対象となるとのことですが、移行までに部活動がなくなることはありませんか。	A.部活動の設置及び廃止については、学校長の判断によるものとなっており、地域移行までに部員数の減少等により、部の見直しを行われる可能性はあります。	
58) 兼部	Q.運動部を兼部した場合、試合は両方出場できますか。	A.中学校体育連盟の規定により中学校体育連盟主催の大会（夏季）には1競技・種目しか出場することはできません。どちらに出場するか決めていただく必要があります。	
59) 新設部	Q.既存の部活動が移行対象となるとのことですが、今までにない新設の競技・種目等を設けることができますか。	A.令和8年9月の移行の第一段階では、既存部を移行の対象としています。移行後、活動が軌道に乗った第二段階においては、生徒の希望や指導者の有無等の事情を加味しながら、新設の競技・種目等の設置の検討も含めた見直しを行いたいと考えています。	
費用・補助等について			
61) 指導者への謝金	Q.新たに指導にあたる指導者に対して、謝金等の支払が発生しますか。	A.発生します。	
62) 会費（月謝）	Q.地域クラブは会費（月謝）が発生しますか。	A.発生します。指導者への報酬や消耗品、保険料等の活動に伴う費用については、受益者負担として、会費を徴収することとしています。金額については、生徒1人当たり月額3,000円で検討を進めています。	
63) 会費（月謝）	Q.なぜ会費は月額3,000円なのですか。	A.地域クラブ活動を行うにあたり発生する直接経費につきましては、受益者負担を基本としておりますので、会費が生じます。この直接経費に含む具体的な経費につきましては、指導スタッフへの報酬、参加者の保険料、通常の練習にかかる消耗品費等、活動管理ツール使用料、市が認める大会・コンクールへの参加料や登録料が含まれております。 この直接経費を全て受益者負担とし、会費とすると、相当の負担を強いることとなるため、一部公費負担することとして検討を進めてきたところです。 そうした中、昨年末、国から休日に週1日・月4回の活動を実施する場合、月額会費を1,000円～3,000円とする目安が示されました。市が設置する地域クラブ活動は平日含め、週3日としており、国が示す金額を参考に換算すると月額会費は3,000円～9,000円程度となります。 これを踏まえ、令和6年度に実施しました保護者アンケート結果や近隣市の状況などを総合的に勘案し、月額3,000円程度とする予定としております。	
64) 会費（月謝）	Q.会費に含まれる経費に消耗品とありますが、消耗品をあまり使用しない競技もあります。消耗品を使わない競技の会費が別競技の経費に使用されることになりませんか。	A.会費に含まれる経費につきましては上の回答（質問番号63番）を御参照ください。消耗品費につきましては、部員数に応じて各クラブに一定の予算を配分する予定としております。会費や公費では賄えない活動経費につきましては、各個人に御負担いただくことも想定しております。その場合において、別途父母会等を立ち上げ、管理していただくことは差支えありません。	
65) 会費（月謝）	Q.全ての競技・種目の会費が同一ですか。	A.全ての競技・種目等で同一です。	
66) 会費（月謝）	Q.水泳など活動時期が限られる競技はどうなりますか。	A.他の競技・種目等と同一です。活動内容は指導者が決定するものになりますが、冬季においてもプール外での陸上トレーニング等の練習により活動の継続は可能と考えております。	
67) 会費（月謝）	Q.会費以外に費用は発生しますか。	A.発生します。具体的には個人所有の用具や消耗品（シューズ等）、交通費、旅費、活動直接経費に含まれない大会出場等にかかる大会参加料、中国大会や全国大会出場にかかる経費や自主練習等に際し、発生した謝金や賃借料等が考えられます。	
68) 会費（月謝）	Q.指導者が教職員の場合も会費が発生しますか。	A.発生します。地域クラブの指導スタッフは教職員であっても、市の会計年度任用職員として任用するため、報酬が発生します。また、会費に含まれる経費には報酬のほか保険料や活動管理ツール使用料や大会参加料も含まれております。	
69) 施設利用料	Q.施設利用料は発生しますか。	A.活動場所は学校施設を基本としております。地域クラブ活動は市の事業の活動になりますので市の施設利用料は発生しないものと考えております。	

70) 試合参加経費	Q.試合に係る経費はようになりますか。	A.中学校体育主催大会など市が参加を認める大会（別表参照）の参加料につきましては、会費（公費）での負担になります。それ以外の大会に参加する際にかかる経費につきましては別途各個人で御負担いただくこととなります。	
71) 補助の有無	Q.活動に伴う費用負担に対して、生活困窮世帯に対して補助等の予定はありますか。	A.生活困窮世帯に対する支援については、今後検討することとしています。	
72) 補助の有無	Q.兄弟がいる場合、多子割引のようなものはありますか。	A.多子割引はありません。	
73) 補助の有無	Q.市が設置する地域クラブ以外の民間クラブ等に参加する生徒に対して補助等ありますか。	A.想定していません。	
74) 生徒会費・後援会費等	Q.学校部活動に生徒会費や教育後援会費等から配分されている部費等は、今後も継続されますか。	A.生徒会費や教育後援会費等は各学校毎に独自に管理・運用されているため、現時点において回答ができません。一般論として、地域クラブは学校管理外の活動のため、この資金が配分される可能性は低いと考えられます。	
学校備品について			
75) 備品の使用	Q.これまで学校部活動で使用していた備品等を継続利用できますか。	A.継続して利用できるよう、各校と調整を行っていく予定としています。	
76) 楽器の運搬	Q.吹奏楽の楽器の運搬はようになりますか。	A.市が参加を認めるコンクールに参加する際の楽器の運搬につきましては、公費で運搬業務を委託する予定としております。	
77) 部室等の使用	Q.道具等の保管も部活動同様に部室や教室等が利用できますか。	A.継続して利用できるよう、各校と調整を行っていく予定としています。	
指導者について			
78) 指導者の確保	Q.指導者は確保できるのですか。	A.スポーツ・文化芸術団体の指導者をはじめ、現在活動している部活動指導員や外部指導者、希望する教職員や市職員等、企業関係者、大学生や保護者など、様々な関係者へ協力要請等を行い指導者を確保していきたいと考えています。	
79) 指導スタッフについて	Q.指導者はボランティアですか。	A.ボランティアではありません。地域クラブの指導スタッフは市の会計年度任用職員として任用するため、報酬が発生します。	
80) 指導スタッフについて	Q.指導者や指導補助者は何人いますか。	A.1月31日面接終了時点の指導スタッフの配置状況は市のホームページ『地域クラブの指導スタッフの配置状況を公開します』で公開しております。右のリンクから御確認ください。	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/162/189462.html
81) 指導スタッフについて	Q.指導者は資格や競技経験がある方になってもらえますか。	A.指導者は指導する運動競技や文化芸術活動の経験または指導経験、もしくは知識を有することを応募の条件にしております。資格につきましては応募条件にしておりますが、中学校体育連盟主催の大会の一部競技では指導者が特定の資格を有していることが参加の要件となっておりますことから該当の競技の指導者等が当該資格を新規に取得する際の経費につきましては補助しています。	
82) 指導スタッフの引継ぎ	Q.指導者は9月から急に先生から地域の方に変更されるのですか。引継ぎはありますか。	A.9月から地域クラブの指導スタッフが円滑に指導を開始できるよう引継ぎを行う予定です。	
83) 確保状況	Q.指導者の最新の確保状況は公表してほしいです。	A.1月31日面接終了時点の指導スタッフの配置状況は市のホームページ『地域クラブの指導スタッフの配置状況を公開します』で公開しております。右のリンクから御確認ください。また随時面接終了者の配置が決まり次第更新してまいります。	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/162/189462.html
84) 指導者の情報	Q.指導者の肩書や指導歴等は開示されますか。	A.4月の入会申込案内には各指導者の簡易な肩書等を表記する予定です。	
85) 指導者の活動	Q.指導者は活動日に必ず出なければいけないのですか。	A.指導者は週1回は必ず指導にあたっていただくこととしています。	

86) 指導者の活動	Q.週3日の活動でそれぞれ指導者が変わることはありますか。	A.指導スタッフの区分のうち「指導者」は各競技・種目ごとに1名のみ配置するため基本的に変わることはありません。指導者が活動に当たることができない曜日は指導補助者が活動に当たります。活動時の指導スタッフの上限は2名までとなっております（最低1名）。
87) 指導者の報酬	Q.指導者報酬が低いと思います。	A.指導者の報酬は国の実証事業における指導者報酬の標準単価や、他自治体の事例等から本市の自治体規模や任用条件を鑑みて時給1,500円程度としております。
88) 指導者の交通費	Q.指導者の交通費はどうなりますか。	A.報酬とは別に通勤手当を支給します。
89) 指導者確保ができなかった場合	Q.指導者が確保できなかった部活動は、地域移行できず廃部になるのですか。	A.指導者が集まらない場合は、生徒の指導や安全管理を行うことができないため、設置できません。
90) 指導者の継続的な確保について	Q.指導者が継続的に任用されるのか不安です。	A.指導スタッフが継続的に確保できるよう地域クラブ移行後も市の指導者バンクの募集は継続します。
91) 自治体職員の活用	Q.指導者確保の対策として、自治体職員からの参画を検討してはどうでしょうか。	A.山口市職員が地域クラブ活動へ従事できる仕組みの検討を進めています。また、山口市の市立小・中学校に勤務する教職員が兼職兼業で従事できる仕組みも整えております。
92) 教職員の関与	Q.指導を希望する教職員の方もいると思いますが周知はしていますか。	A.教職員の方も含め、各関係団体等に広く指導スタッフ募集の周知は行っております。
93) 教職員の関与	Q.移行初期は新しい指導者と現在の教職員と一緒に指導にあたるようにできないか。	A.9月から地域クラブの指導スタッフが円滑に指導を開始できるよう引継ぎを行う予定です。
94) 教員（兼職兼業）の転勤	Q.教員が指導者となり、その教員に転勤が生じた際は、そのクラブはどうなりますか。	A.地域クラブの活動は存続します。事務局（市）が中心となり、次の指導者の確保に努めます。
95) 指導スタッフの変更	Q.指導者や指導補助者が途中で変わることはありますか。	A.転勤等の事情により指導スタッフが変わる可能性はあります。
96) 指導方針	Q.指導者の指導方針は市が定めるのですか。	A.地域クラブ活動における指導者マニュアルを作成することとしており、これに沿った指導を行っていただく予定としています。
97) 相談窓口	Q.指導者に対する意見がある場合の窓口はどこですか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営することから、相談窓口も市が担うこととなります。
98) 相談窓口	Q.生徒間でトラブルが発生した場合の対応はどうなりますか。	A.まずは指導者が対応にあたります。指導者のみでの対応では解決が難しい場合については、各地域クラブに配置する地域クラブコーディネーターや運営本部、教育委員会、学校とも連携し対応したいと考えております。
99) 相談窓口	Q.指導者と生徒の間でトラブルが発生した場合の対応はどうなりますか。	A.各地域クラブに配置する地域クラブコーディネーターが対応します。内容によっては運営本部、教育委員会、学校とも連携し対応したいと考えております。
100) 処分	Q.暴力やハラスメントが認められた場合の更迭や処分等の対応はありますか。	A.山口市では、市が地域クラブを設置・運営することから、指導者の管理監督責任は、市が負うことになり、相応の対応をしていきます。
101) 教育的意義の継承	Q.部活動が担ってきた教育的意義を指導者にどのように求めるのですか。	A.地域クラブ活動における指導者マニュアルを定めるほか、指導者に対して定期的な研修を実施することとしています。
102) 指導者の業務	Q.指導者が担う職務の範囲を教えてください。	A.指導者は生徒の技術指導を主に担います。具体的には、活動に伴う会員の出欠確認、技術指導、練習内容の組立て、年間予定の作成、大会への引率、活動上の怪我やトラブル等の対応等です。なお、会員の保険の加入や会費徴収などの事務業務は市が担います。また、指導の補助、活動上の怪我やトラブル等の対応等を行う「指導補助者」も募集する予定としています。
103) 質の確保	Q.指導者の質の確保をどのように行いますか。	A.現在、指導者の資質向上を図る目的で、市独自の研修を実施する予定としています。
104) 質の確保	Q.指導スタッフにわいせつなどの犯罪前科がないかなど確認されていますか。	A.こども性暴力防止法第2条第8項に該当しないこと（特定性犯罪の犯罪歴がないこと）を指導者バンクの登録要件にしており、宣誓により確認しております。
105) 質の確保	Q.指導者には個人情報の保護等にも留意してもらえますか。	A.指導スタッフは参加者等の個人情報も取り扱うため、個人情報保護についても研修を実施する予定としています。

106) 募集要項	Q.指導者募集の要項等は決まっていますか。	A.市のホームページ『地域クラブの指導スタッフを募集します』に掲載しております。右のリンクから御確認ください。	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/162/180044.html
107) 大会引率の条件	Q.大会引率に際し、指導者に求められる要件がありますか。	A.中学校体育連盟の開催する大会参加にあたっては、一部の競技で指導者の資格が求められているものがあります。	
108) 資格補助	Q.指導者に資格が必要な場合の補助はありますか。	A.中学校体育連盟の開催する大会の参加要件として、一部の競技においては、指導者の資格が求められていることから、資格取得に係る費用の補助を用意しています。詳しくは市のホームページ『山口市地域クラブ活動に係る指導者等公認資格取得支援補助金について』を御覧ください。	https://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/162/180593.html
学校との関りについて			
109) 学校の関与	Q.地域クラブになると学校は関与しないのですか。	A.地域クラブ活動は学校管理外の活動のため、学校が運営に直接関与することはありませんが、地域クラブの円滑な運営にあたっては、学校との連携は不可欠であると考えています。具体的な連携としては、学校は地域クラブに対し、学校行事予定、施設利用（予約）状況等の情報共有を行うとともに、学校行事の紹介に併せて地域クラブ活動を紹介する場を設ける等の運営協力を行い、地域クラブは学校に対し、地域クラブの活動方針、スケジュール、活動状況（活動成績等含む）等の情報共有を図ることを想定しています。	
110) 教職員の関与	Q.教職員は地域クラブに関与しないのですか。	A.地域クラブ活動はあくまで学校管理外の活動のため、教職員の業務として、基本的には関与することはありません。ただし、地域クラブでの指導を希望された場合は、教職員も兼職兼業により指導スタッフとして関与することができます。	
111) 調査書への記載	Q.地域クラブに所属しないと、調査書（いわゆる内申書）に影響がありますか。	A.例えば、山口県の公立高等学校の入学者選抜に関しては、「令和7年度山口県高等学校入学選抜実施要領」では、「選抜に関し、中学校から送付された調査書の「学習の記録」以外の記載事項等も十分考慮する」とあります。ただし、調査書の記載内容については一般公開されておりませんので、地域クラブの活動実績がどのように評価されるかはお答えしかねます。	
子どもの健全育成について			
112) 参加できない生徒	Q.学校管理外の活動となると、参加できる生徒と参加できない生徒の格差が生じませんか。	A.山口市では、行政が主体となり地域移行を進めており、本市の広範囲に及ぶ地域特性などを考慮し、現在学校部活動で行われている活動機会を可能な限り確保するため、市が地域クラブを中学校区単位に設置・運営することとし、すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指しています。	
113) 生徒の心のケア	Q.指導者が先生から地域の方へ変わることにによる生徒の心のケアはどのように対応されますか。	A.部活動の地域移行について、本市では、可能な限り、生徒が在籍する中学校で継続してスポーツ・文化芸術活動に取り組めるよう、現在の中学校部活動を引き継ぐ形で地域クラブ活動の設置に向けた準備を進めております。 こうした中、各中学校におきましては、学期に1回程度、全生徒が学校生活や友人関係等について教職員やスクールカウンセラーに相談する教育相談を実施しており、これまでも部活動の地域移行をはじめ、子どもたちの様々な不安や悩み等へのケアを行っております。部活動地域移行推進室といたしましても、教育委員会や学校と連携しながら、こうした教育相談の機会等を活用して生徒の気持ちに寄り添ってまいります。	
114) 環境の維持	Q.部活動は、子どもたちが気軽にスポーツ・文化に触れることができる場なので、地域クラブでもこの状況を維持して欲しいです。	A.山口市では、市が地域クラブを中学校区単位に設置・運営することとしており、学校部活動の競技・種目等を可能な限り継続して設置し、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指し、検討を進めています。こうした中で、本市の地域クラブでは、学校部活動の教育的意義を継承し、愛好志向の生徒の皆さんも親しめるような運営を目指しています。	

115) 地域クラブに属さない生徒	Q.地域クラブに所属しない生徒が非行に走らないか心配です。	A.これまでの部活動と同様に、地域クラブ活動への参加は任意ではありますが、山口市ではより多くの生徒が地域クラブ活動へ参加できるよう、市が地域クラブを中学校区単位に設置・運営することとし、すべての生徒が、さまざまなスポーツ・文化芸術活動に親しめる環境を整えることを目指しています。	
周知方法・説明会について			
116) 情報不足	Q.何がどう変わるのか、情報がありません。	A.進捗状況については「山口市部活動地域移行通信」や説明動画の作成や市報への掲載によりお知らせをしています。また、今後も随時通信にてお知らせする予定としています。 ※山口市の地域移行の概要については、「地域移行について」の質問番号2番を御確認下さい。	
117) 説明会	Q.直接質問をする機会や説明会の予定はないのでしょうか。	A.現在、進捗状況については「山口市部活動地域移行通信」でお知らせしております（小学5年～中学3年生に配布）。また現在、各中学校の入学説明会にて地域クラブの説明を行っております。	
保護者の負担について			
118) 送迎	Q.地域クラブは保護者の送迎が必要ですか。	A.自校区の地域クラブに参加することとし、活動場所は学校施設かつ平日の活動時間も放課後から日没までを基本としており、部活動と同様に保護者の送迎は想定していません。 ただし、自校区の地域クラブ活動に希望する競技・種目等がない場合は、近隣の地域クラブ活動に移動手段を自身で確保した上で参加できることとしており、この場合は送迎が必要となる場合があります。	
119) 父母の会	Q.地域クラブは保護者が会計等担うのでしょうか。	A.指導者に対する謝金の支払や生徒・指導者の保険料の支払等は市の事務局が担います。地域クラブ独自に行う遠征等に伴う費用等の会費や公費では賄えない活動経費につきましては、各個人に御負担いただくことも想定しております。その場合において、別途父母会等を立ち上げ、管理していただくことは差支えありません。	
120) 金銭的負担	Q.地域クラブは会費を伴いますか。	A.受益者負担を基本とし、会費を徴収します。 ※「費用・補助等について」の質問番号61、62番を御確認下さい。	
121) 当番等	Q.地域クラブは見守り等、保護者が当番制で関わる事が想定されますか。	A.現在のところ、そのような想定はありません。	
122) 保護者の役割	Q.地域クラブ活動で保護者が担う役割がありますか。	A.地域クラブの運営上、保護者の皆様に依頼することは特別ございませんが、地域クラブの関係者間の連絡は専用のアプリで行いたいと考えておりますので、入会時のアプリの登録や会費の引落口座の登録などのお願いをすることがあるかと思います。	

移行後の運用等について

123) 参加	Q.地域クラブは必ず参加しないといけないのでしょうか。	A.学校部活動と同様に地域クラブ活動への参加は任意です。	
124) 部員数	Q.部員数に上限はありますか。	A.上限は設けておりません。	
125) 説明会	Q.入部説明会のような説明会はありますか。	A.入会説明会は予定しておりません。4月に入会申込書を各学校で配布する予定です。	
126) ユニフォーム	Q.部活動で使用してきたユニフォームを継続利用できますか。	A.生徒・保護者の負担とならないよう、可能な限り継続利用できるよう調整を行っていきたく思っています。	
127) 試合数	Q.試合はどの程度ありますか。	A.練習試合や大会への参加については各指導者が決定します。	
128) 大会登録手続き	Q.大会登録手続きは誰がするのでしょうか。	A.指導者が行います。	
129) 試合参加	Q.運動部に所属した場合必ず試合に参加しないといけませんか。	A.各活動への参加は任意です。	
130) 入会期限	Q.いつまでに入会しなければいけませんか。9月以降も入会可能ですか。	A.入会の申込は4月から随時行ってまいります。但し、中学校体育連盟主催大会の参加申込締切の関係上、一度5月中旬締め切ります。可能な限り5月中旬までに御申込みいただけたらと思います。	
131) 見学と体験	Q.移行後に活動を見学や体験をしてから入会を判断することはできますか。	A.活動を見学してから入会を判断していただくことは可能ですが、体験は保険の関係上認めておりません。御了承ください。	
132) 練習内容	Q.練習内容は誰が決めるのですか。	A.指導者が決めます。	
133) 活動スケジュール	Q.活動スケジュールや活動内容はいつわかりますか。	A.9月の活動スケジュールや活動内容については8月には決定し、専用のアプリで参加者にお知らせする予定です。	
134) 保険	Q.保険は加入しますか。	A.参加者は全員スポーツ安全保険に加入します。加入手続きは市が行います。	
135) 保険	Q.近隣校までの移動中に事故が発生した場合、保険はどうなりますか。	A.近隣校の地域クラブ参加のための移動中の事故の場合スポーツ安全保険の適用を受けます。	
136) 連絡手段	Q.指導者との連絡はどのようにとればよいですか。	A.専用のアプリ内で行います。このアプリにつきましては入会申込案内時にお知らせします。	
137) 兼部	Q.兼部した場合のスケジュール管理はどのようにしたらよいですか。	A.専用のアプリで所属チームのスケジュールを共有します。兼部された場合はこのアプリで各所属チームのスケジュールを把握してください。	
138) 荒天時対応	Q.荒天等で活動が中止になった場合、他の日に代わりに活動することは可能ですか。	A.荒天等により活動が中止になった場合は、別の日に振り替えて活動することが可能です。(Q29参照)	
139) 塾や習い事との兼ね合い	Q.塾や習い事で地域クラブ活動を休むことはできますか。	A.可能ですが月額会費の金額は変わりませんので御注意下さい。	
140) 入会	Q.地域クラブを途中でやめた場合、再度入部することは可能ですか。	A.可能です。ただし、加入の時期が大会参加の申請締め切りを過ぎた場合は大会へ出場することができませんので御注意ください。	
141) 入会	Q.途中から兼部することは可能ですか。	A.可能です。ただし、加入の時期が大会参加の申請締め切りを過ぎた場合は大会へ出場することができませんので御注意ください。また、中学校体育連盟主催の大会(夏季)1競技・種目しか出場することはできませんので運動部を兼部される場合は御注意ください。(質問番号58番参照)	
142) 入会	Q.途中から異なる競技・種目の地域クラブに参加した場合、中体連の大会に参加することはできますか。	A.加入の時期によります。大会参加の申請締め切りを過ぎた場合は大会へ出場することができませんので御注意ください。	
143) 団体競技のチーム編成	Q.チーム競技において、生徒数の減少に伴い、学校単位でチームが組めなくなった場合はどうなりますか。	A.移行初期は学校単位でのチーム編成ですが、随時見直しを行い、必要に応じて近隣複数校で1チームとするなどの対応をとることになると考えられます。	

民間クラブ等について			
144) 「地域クラブ」とは	Q.民間のクラブチームやスポーツ少年団への所属は地域クラブ活動として扱われますか。	A.山口市の「地域クラブ」は市が設置・運営をするものを指すため、民間クラブやスポーツ少年団を含みません。ただし、中学校体育連盟の大会において、民間クラブやスポーツ少年団が中学校体育連盟が指定する基準を満たした場合は「地域クラブ」として参加することが可能です。	
145) 地域クラブと民間クラブ	Q.地域クラブに入らず、民間クラブに入ってもよいですか。	A.地域クラブ活動への参加は任意です。個人の活動目的に応じた選択をしていただけたらと思います。	
146) 地域クラブと民間クラブ	Q.民間クラブと地域クラブの掛け持ちは可能ですか。	A.可能です。なお、各大会の参加規定によっては複数団体からの出場が認められていないこともありますのでご注意ください。	
147) 民間クラブ紹介	Q.民間クラブの紹介をしてほしいです。	A.民間クラブの紹介は予定しておりません。	
148) 臨時部	Q.臨時部はどうなりますか。	A.臨時部は別に活動拠点があるため、地域クラブとしての移行しない整理をしております。	
149) 移行期の大会	Q.移行時期においては、ひとつの大会やリーグの中に、部活動と民間のクラブチーム等が入り混じっており、力量の差が見受けられますが対策等考えていますか。	A.地域クラブの運営にあたっては、部活動の教育的意義を継承しつつ、専門的な技術等の向上や大会等での好成績を目指しながらも、勝利至上主義に陥ることなく、多様なレベルの生徒が自主的・自発的に参加しやすい活動の場を提供し、生涯を通じてスポーツ・文化芸術等に親しむ基礎を培うことができる活動を推進していきたいと考えています。	
その他			
150) 中学校体育連盟	Q.中学校体育連盟は今後どのようになりますか？	A.中学校体育連盟は別組織のため、回答しかねますが、市としても動向を注視していきます。	
151) 山口大学教育学部付属山口中学校	Q.山口大学教育学部付属山口中学校に入学した場合はどうなりますか。	A.山大附属山口中学校に通う山口市民の生徒の方については、同校より受け入れの要請を受け、白石地域クラブを基本とし参加できることとしました。市の地域クラブにない競技・種目等の部活動移行につきましては附属中学校にお問い合わせください。	